



平成30年11月29日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 メ タ ッ プ ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 佐 藤 航 陽  
(コード番号：6172 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 山 崎 祐 一 郎  
(TEL. 03-6459-4670)

(開示事項の経過) 当社連結子会社の ICO に伴う会計処理について

当社の連結子会社である Metaps Plus Inc. (本社：韓国ソウル 以下、「Metaps Plus」) の Initial Coin Offering (以下、「本 ICO」) に伴う会計処理方針の一部が追加決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 背景

2017年11月13日公表「当社海外子会社による ICO 及び仮想通貨取引所の設立に関するお知らせ」のとおり、Metaps Plus は、2017年9月26日から2017年10月10日を販売期間として実施した ICO において自社トークン (PLC) を販売いたしました。また、2018年10月30日公表の「(開示事項の経過) 当社海外子会社による ICO 及び仮想通貨取引所の設立に関するお知らせ」のとおり、2018年10月30日には、新規事業である ICO コンサルティングのサービス内容に即した特典を付与することを目的に新たな自社トークン NPLC のホワイトペーパーを公表し、同日以降、従来の PLC 保有者は、PLC から NPLC への交換が可能となり、本 ICO 時のホワイトペーパーに記載されていた PLC の特典に代わり、NPLC の特典を享受することが可能となりました。

本 ICO により受領した対価は取引日において繰延収益として認識し、ホワイトペーパーに記載されている義務の履行に応じて収益を計上することになっていたものの、ホワイトペーパーにおいて義務の提供期間等が明確に記載されていなかったことから、会計上義務の履行をどのように認識するのかについての見積もりが行えず、2018年8月期通期連結会計期間においては、受領した対価の全額を繰延収益として計上したままでした。一方で、PLC から NPLC への交換に伴う繰延収益の会計処理への影響についても、検討を重ねてまいりました。

2. 内容

PLC 及び NPLC は、各々のホワイトペーパーに記載されている義務の履行に応じて収益を認識いたしますが、当該収益認識の具体的な方法は現在未定です。

但し、NPLC の所有者特典は、2019年12月31日までの期間において、Metaps Plus が関与す

る ICO 案件において、各案件の正式販売日前日までの 30 日間に亘り、pre-sale 参加権を取得する機会を得る、という内容のため、本 ICO により認識された繰延収益のうち、PLC から NPLC に交換された部分については、2019 年 12 月期の連結財務諸表において、顧客に約束されたサービスを提供する期間にわたって収益として認識される予定です。

### 3. 今後の見通し

本 ICO において受領した対価である繰延収益（約 9.2 億円）のうち、PLC から NPLC に交換された部分について、2019 年 12 月期通期連結会計期間において収益に計上する見通しです。具体的な収益計上の方法及び収益認識のタイミング等については未定であり、確定次第お知らせいたします。なお、現時点において、販売された PLC のうち約 7 割が NPLC に交換されており、未交換の PLC に関しては、PLC のホワイトペーパーに記載されている履行義務の識別及び各履行義務への取引価格の配分が行われるまで、これまで同様、負債に計上されたままとなります。

以上